

わが社の運輸安全マネジメントの取組み

令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

スローガン

お客様に「感謝の気持ちと安心、安全第一を」

- わが社の事故防止のための安全方針
 - ・「運輸の安全はわが社の根幹」
 - ・「安全運行はプロドライバーの社会的使命」
 - ・「安全は最大の顧客満足」
 - ・「無理な運行はしない、させない」
 - ・「飲酒運転事故の根絶」
- 車内への周知方法
 - ・「安全方針」を社内に掲示する
- 安全方針に基づく目標

令和7年度の安全目標

 - ・人身事故0件
 - ・速度違反0件
 - ・物損事故0件
 - ・車内事故0件
- 輸送の安全に関する重点施策
 - ・乗務員の確保
 - ・施設及び作業環境の整備
 - ・事故発生時、事故後の対応
 - ・ヒヤリハット情報の共有
 - ・急発進・急減速の抑止
 - ・法定速度の順守
- 目標達成のための計画
 - ・初任・適齢診断の診断結果をもとに的確な指導をする
 - ・セーフティラリーに参加、交通安全に対する士気を高める
 - ・全国交通安全運動期間中は事故防止運動を実施する
 - ・ドライブレコーダーの映像を活用した安全教育の実施
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応
 - ・マスクの着用、社内換気、社内消毒の徹底

令和7年4月1日

会社・営業所名:こばとハイヤー株式会社 北芽室営業所

こばとハイヤー株式会社
北芽室営業所

● 令和7年度輸送の安全に関する基本方針

1. 輸送の安全確保が事業の根幹であることを深く認識し、社内における輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善のサイクルを確実に実施することにより、安全対策を不断に見直し、社員が一丸となって事業を遂行することによりたえず輸送のあんぜんに努めていきます。また輸送の安全に関する情報については積極的に公表いたします。

●輸送の安全に関する目標とその達成状況

① 令和7年度の輸送の安全に関する目標

- 重大事故ゼロ
- 社内事故ゼロ
- 乗降場、交差点事故ゼロ

② 達成状況	目標	実績
●重大事故	0 件	0 件
●社内事故	0 件	0 件
●乗降場、交差点事故	0 件	0 件

平成 27 年 6 月 1 日改訂

平成 29 年 6 月 1 日改訂

有限会社こばとハイヤー 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般乗用旅客事業、貸切バス事業及び乗合バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 営業所管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。

- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する情報は、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 輸送の安全に関する施策の推進にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正処置又は予防処置等を記録し、これを3年間保存するものとする。

附 則 (実施の時期)

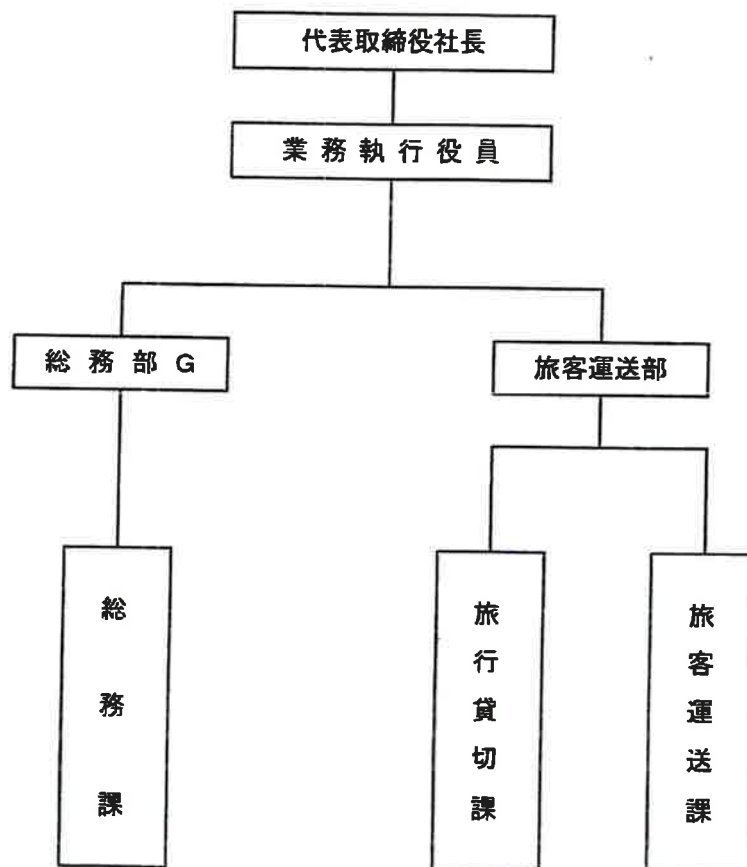
- 1、本規定は、平成29年6月1日から実施する

住 所	河西郡芽室町東1条5丁目14番地
氏名又は名称	有限会社 こぼとハイヤー
代 表 者 名	代表取締役 小林善之



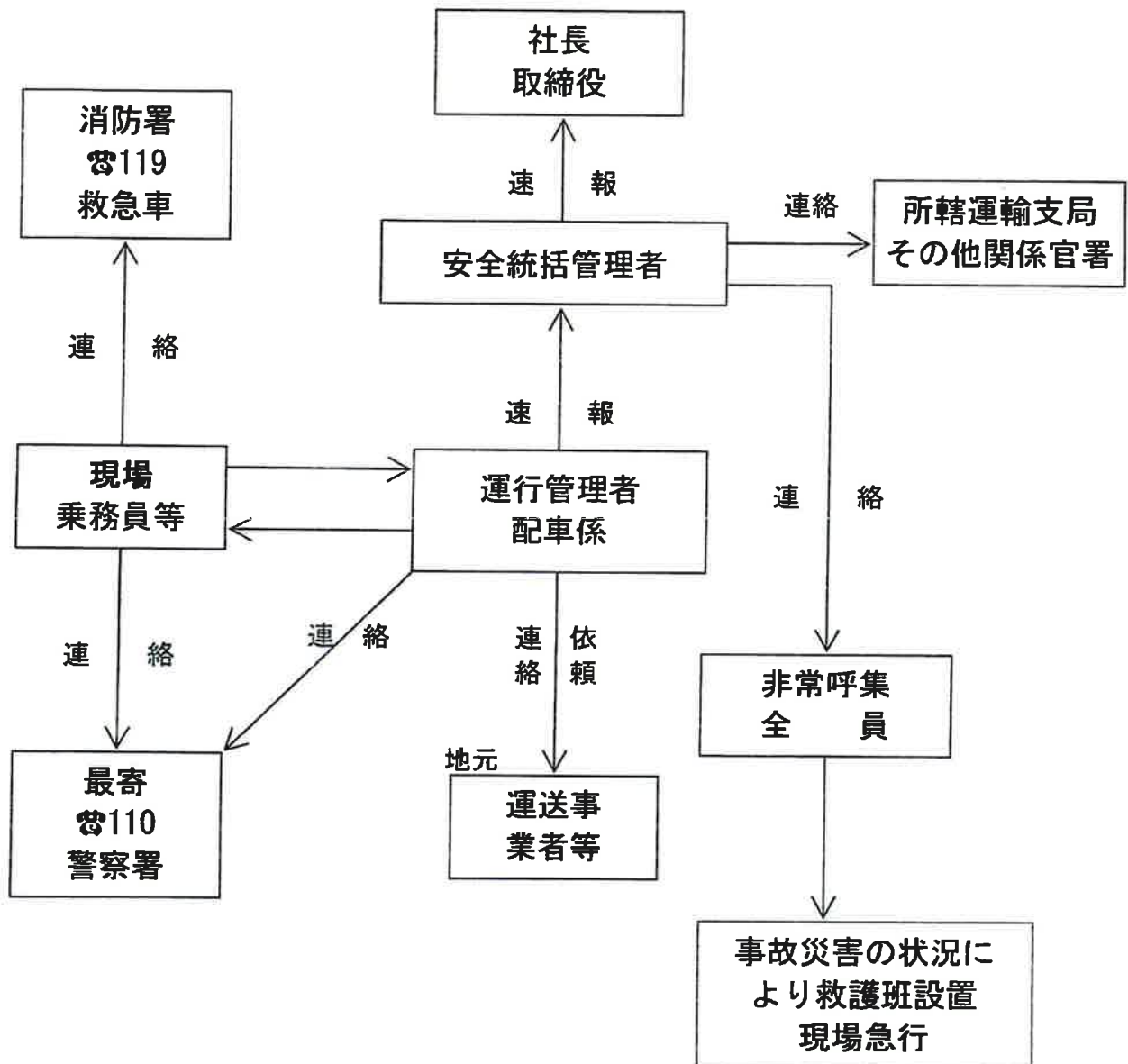
平成30年4月1日改定

有限会社こばとハイヤー 組織図

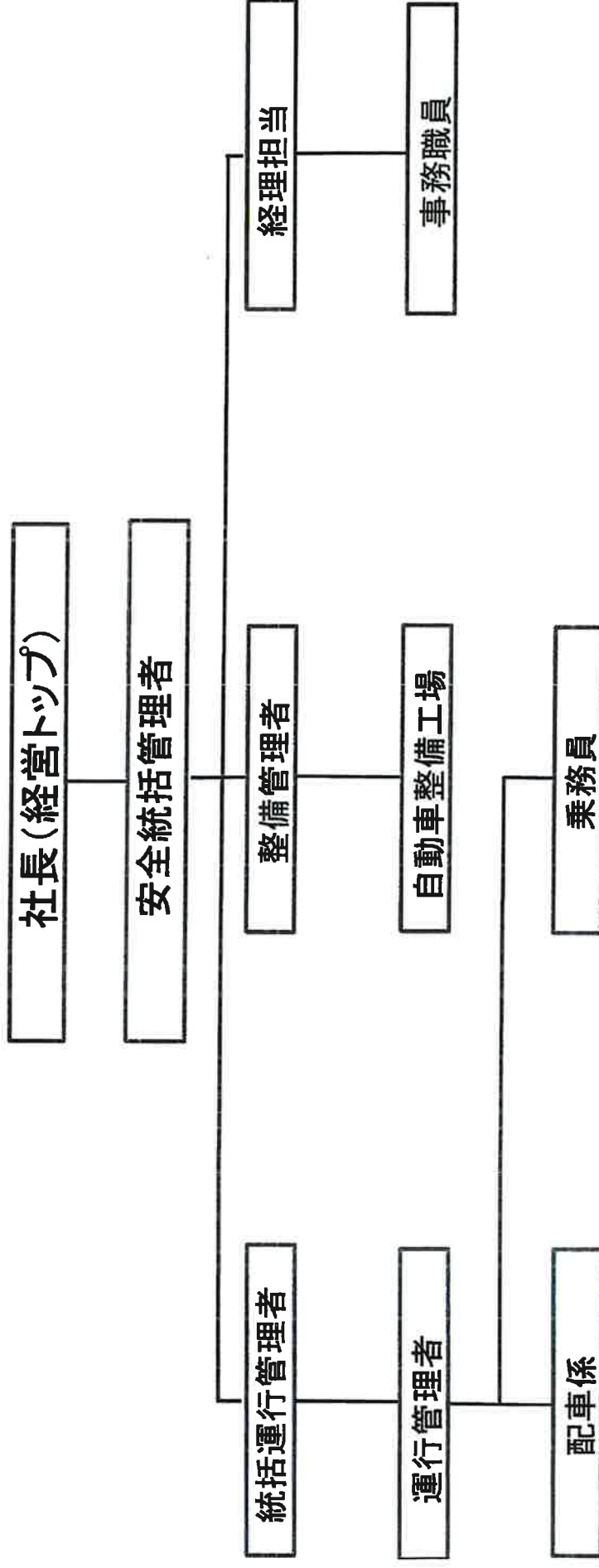


事故災害時の報告連絡体制

(有) こばとハイヤー



重大事故・災害等に対応する組織体制及び指揮命令系統



初任（準初任）運転者の特別な教育指導記録 指導場所：北芽室営業所

運転者	K・N	選任日	令和7年8月12日	選任車種	中 型
実施日	ルート	乗務時間・距離	実技の指導内容		指導者・添乗者
R7.7.10	上芽室線（乗務予定） 一般道	1 4 7 分 123.9km	・ 始業、終業時日常点検 ・ 入出庫、後退時の運転操作 ・ 安全な運転方法（一般道、坂道、隘路等）		統括運行 管理者
R7.7.14	上芽室線（乗務予定） 一般道	1 6 5 分 123.8km	・ 始業、終業時日常点検 ・ 入出庫、後退時の運転操作 ・ 安全な運転方法（一般道、坂道、隘路等）		統括運行 管理者
R7.7.15	上芽室線（乗務予定） 一般道	1 9 2 分 140.1km	・ 始業、終業時日常点検 ・ 入出庫、後退時の運転操作 ・ 安全な運転方法（一般道、坂道、隘路等）		統括運行 管理者
R7.7.18	上芽室線（乗務予定） 一般道	1 7 3 分 116.4km	・ 始業、終業時日常点検 ・ 入出庫、後退時の運転操作 ・ 安全な運転方法（一般道、坂道、隘路等）		統括運行 管理者
R7.7.23	上芽室線（乗務予定） 一般道	1 7 4 分 115.2km	・ 始業、終業時日常点検 ・ 入出庫、後退時の運転操作 ・ 安全な運転方法（一般道、坂道、隘路等）		統括運行 管理者
R7.7.24	上芽室線（乗務予定） 一般道	2 1 1 分 162.8km	・ 始業、終業時日常点検 ・ 入出庫、後退時の運転操作 ・ 安全な運転方法（一般道、坂道、隘路等）		統括運行 管理者
R7.8.1	上芽室線（乗務予定） 一般道	1 6 5 分 120.9km	・ 始業、終業時日常点検 ・ 入出庫、後退時の運転操作 ・ 安全な運転方法（一般道、坂道、隘路等）		統括運行 管理者

初任（準初任）運転者の特別な教育指導記録 指導場所：北芽室営業所

運転者	K・N	選任日	令和7年8月12日	選任車種	中 型
実施日	座学指導内容			指導時間	指導者
R7.8.4	1 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項（運行指示書の遵守も含む）、道路交通法（無免許運転、無資格運転、ひき逃げ行為等の禁止等の交通ルール）を理解させた。			2:00	統括運行管理者
R7.8.5	2 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 実際に運転する事業用自動車を用いて、事業用自動車の構造及び装置の概要及び車高、視野、死角、内輪差等の差異を理解させた。また、日常点検の実施方法を指導した。			2:00	統括運行管理者
R7.8.6	3 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意する事項 シートベルトの着用の徹底他、運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導した。			2:00	統括運行管理者
R7.8.7	4 危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法を用い、交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法を運転手が自ら考えるよう指導した。 また、運転手が実際に運転する事業用自動車と同一車種区分（大型・中型・小型）の車両を用いて制動装置の急な操作の方法を指導した。			2:00	統括運行管理者
R7.8.8	5 ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性と 是正 安全運転のじつぎの際のドライブレコーダーの記録を使用し、運転者自身の運転特性を把握させ是正のために必要な指導を実施した。			2:00	統括運行管理者